

## 水道料金等について

## ○水道料金 (2ヶ月当たり・消費税抜)

平成30年10月1日料金改定

種 別	用 途	基 本 料 金		超 過 料 金	
		使用量	金 額		
1 専用給水装置	(3) 官公署・学校・病院・工場用	40m <sup>3</sup> まで	4,938 円	41m <sup>3</sup> 以上 100m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 164 円
			(税込) 5,431 円		101m <sup>3</sup> 以上

## ○水道の使用に伴う下水道使用料 (2ヶ月当たり・消費税抜)

平成21年4月1日使用料改定

汚 水 種 別	基 本 使 用 料		超 過 使 用 料	
	使用量	金 額		
一 般	20m <sup>3</sup> まで	(税込) 2,873 円	21m <sup>3</sup> 以上 60m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 153 円
			61m <sup>3</sup> 以上 100m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 168 円
			101m <sup>3</sup> 以上 200m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 183 円
			201m <sup>3</sup> 以上 600m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 200 円
			601m <sup>3</sup> 以上 1000m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 214 円
			1001m <sup>3</sup> 以上	1m <sup>3</sup> につき 221 円

## ○温泉の使用に伴う下水道使用料 (2ヶ月当たり・消費税抜)

平成21年4月1日使用料改定

汚 水 種 別	基 本 使 用 料		超 過 使 用 料
	使用量	金 額	
温 泉 其 他	20m <sup>3</sup> まで	(税込) 2,873 円	上表“水道の使用に伴う下水道使用料”「一般」の使用量区分ごとの超過使用料と同じ

※家事用に温泉を使用している場合、温泉汚水排出量は給湯量1.8ℓ(1升)当たり2ヶ月で50m<sup>3</sup>です。

※給湯を中止した場合、中止した分の温泉下水道使用料はかかりません。

## ○温泉料金 (2ヶ月当たり)

平成10年4月1日料金改定

用 途	毎分1.8ℓ(1升)当たり
一 般	21,600 円 (税込) 23,760 円
源 湯 所 有 者	10,800 円 (税込) 11,880 円

## ○温泉加入金

平成25年4月1日加入金改定

用 途	毎分1.8ℓ(1升)当たり
一 般 給 湯	189,000 円 (税込) 207,900 円

※給湯権利を所有されている間は、温泉料金がかかります。(給湯を中止した場合でも、温泉料金はかかりません)

※給湯権利を廃止しても加入金の払い戻しはいたしません。再度給湯権利を所有するには改めて加入金が必要です。

給湯設備廃止に伴う工事費用はおお客様の負担となります。

※源湯所有者であっても、一旦給湯権利を廃止し、再度給湯権利を所有される場合は、一般給湯の加入金となります。

## ○給水装置の新設又は改造(増径の場合に限る)に係る加入金

メーターの口径	加 入 金	メーターの口径	加 入 金
13mm	30,000 円 (税込 33,000 円)	40mm	400,000 円 (税込 440,000 円)
16mm	48,000 円 (税込 52,800 円)	50mm	600,000 円 (税込 660,000 円)
20mm	75,000 円 (税込 82,500 円)	63mm	950,000 円 (税込 1,045,000 円)
25mm	130,000 円 (税込 143,000 円)	75mm	1,500,000 円 (税込 1,650,000 円)
30mm	200,000 円 (税込 220,000 円)	口径が75mm以上は、流量比等を勘案して管理者が定める	

※増径の場合は、新口径に係る加入金と、旧口径に係る加入金との差額が必要です。

## ○水道料金早見表（2ヶ月当たり・消費税込）

(3) 官公署・学校・病院・工場用

使用量(m <sup>3</sup> )	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	40m <sup>3</sup> 以内は基本料金					5,431 円				
40	5,431	5,612	5,792	5,973	6,153	6,333	6,514	6,694	6,875	7,055
50	7,235	7,416	7,596	7,777	7,957	8,137	8,318	8,498	8,679	8,859
60	9,039	9,220	9,400	9,581	9,761	9,941	10,122	10,302	10,483	10,663
70	10,843	11,024	11,204	11,385	11,565	11,745	11,926	12,106	12,287	12,467
80	12,647	12,828	13,008	13,189	13,369	13,549	13,730	13,910	14,091	14,271
90	14,451	14,632	14,812	14,993	15,173	15,353	15,534	15,714	15,895	16,075
100	16,255	101m <sup>3</sup> 以上は、1m <sup>3</sup> につき189円を加算								
150	26,650	水道料金 = { 14,778 円 + (使用量 - 100m <sup>3</sup> ) × 189円 } × 消費税1.1								

## ○下水道使用料早見表（一般・温泉/その他:2ヶ月当たり・消費税込）

使用量(m <sup>3</sup> )	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	20m <sup>3</sup> 以内は基本使用料					2,873 円				
20	2,873	3,041	3,209	3,378	3,546	3,714	3,883	4,051	4,219	4,387
30	4,556	4,724	4,892	5,061	5,229	5,397	5,566	5,734	5,902	6,070
40	6,239	6,407	6,575	6,744	6,912	7,080	7,249	7,417	7,585	7,753
50	7,922	8,090	8,258	8,427	8,595	8,763	8,932	9,100	9,268	9,436
60	9,605	9,790	9,974	10,159	10,344	10,529	10,714	10,898	11,083	11,268
70	11,453	11,638	11,822	12,007	12,192	12,377	12,562	12,746	12,931	13,116
80	13,301	13,486	13,670	13,855	14,040	14,225	14,410	14,594	14,779	14,964
90	15,149	15,334	15,518	15,703	15,888	16,073	16,258	16,442	16,627	16,812
100	16,997	101m <sup>3</sup> ～200m <sup>3</sup> までは、1m <sup>3</sup> につき183円を加算								
150	27,062	下水道使用料 = { 15,452 円 + (使用量 - 100m <sup>3</sup> ) × 183円 } × 消費税1.1								
200	37,127	201m <sup>3</sup> ～600m <sup>3</sup> までは、1m <sup>3</sup> につき200円を加算								
300	59,127	下水道使用料 = { 33,752 円 + (使用量 - 200m <sup>3</sup> ) × 200円 } × 消費税1.1								
400	81,127									
500	103,127									
600	125,127	601m <sup>3</sup> ～1000m <sup>3</sup> までは、1m <sup>3</sup> につき214円を加算								
700	148,667	下水道使用料 = { 113,752 円 + (使用量 - 600m <sup>3</sup> ) × 214円 } × 消費税1.1								
800	172,207									
900	195,747									
1000	219,287	1001m <sup>3</sup> 以上は、1m <sup>3</sup> につき221円を加算								
1500	340,837	下水道使用料 = { 199,352 円 + (使用量 - 1000m <sup>3</sup> ) × 221円 } × 消費税1.1								
2000	462,387									
3000	705,487									
4000	948,587	※1000m <sup>3</sup> 以上排出する使用者はその水質により、汚水水質による下水道使用料が加算される場合があります。								
5000	1,191,687									

※水道のほかに温泉を使用される場合は、(一般下水道使用料(税抜)+温泉下水道使用料(税抜)) × 消費税1.1となります。